

河合町まちづくり基本条例検討審議会 議事録（要旨）

委 員 会 の 名 称	第6回 河合町まちづくり基本条例検討審議会
開 催 日 時	令和4年3月19日（土） 10:00～
開 催 場 所	河合町役場 3階会議室
出席委員の氏名 及 び 人 数	（審議会会長）中川幾郎委員、（審議会副会長）清水裕子委員、大西孝幸委員、 山本孝典委員、前田昌宏委員、岡宏委員、尾上光子委員、佐伯誠紀委員、山川 裕子委員、西野あすか委員、大久保太郎委員、安田彩子委員、高桑次郎委員 計13名
欠 席 委 員 の 氏 名 及 び 人 数	常盤繁範委員、吉田勝行委員
出 席 職 員 等 の 職・氏名又は人数	＜事務局＞ 企画部長 森嶋雅也、企画部次長 佐藤桂三、政策調整課 福井敏夫 ＜庁内ワーキンググループ＞ 管財課長 内野悦規、税務課長 松本武彦、福祉政策課 北浩至、 子育て支援課 中村倭規、税務課 望月清香、安心安全推進課 西野太央 ＜運営支援＞ 特定非営利活動法人NPO政策研究所：直田春夫、田中逸郎
公開・非公開の別 傍 聴	・公開（第1回審議会で決定） ・傍聴者 なし
議 題、協 議 事 項	1. 開会 2. 全体説明、審議 ①条文案（基本分科会） ②条文案（参画・協働部会） ③条文案（団体自治・行政運営） ④前文について 3. その他 4. 閉会

会議の記録（要旨）	
議 事 ／ 発 言 者 等	発 言 内 容 等
1. 開会（事務局）	○ 開会 ○ 出席委員の報告：2名欠席 ○ 設置条例に基づき、本日の審議会が成立していることを報告
2. 全体説明、審議	
清水副会長	○ 次第に基づき、順次進めてまいります。
①条文案 （基本分科会）	
事務局	○ 「資料1」（基本分科会）をもとに、条文案の説明
副会長	○ 事務局からの説明に関し、ご意見はありますか。
委員	○ 分科会で議論した内容が盛り込まれておりますので、これでいいと思います。
副会長	○ ほかにご意見もないようですので、これで進めていきましょう。
②条文案 （参画・協働 分科会）	
事務局	○ 「資料2」（参画・協働分科会）をもとに、条文案の説明
副会長	○ 事務局からの説明に関し、ご意見はありますか。
委員	○ いい参画・協働の条文を設けたとしても、実際にはこれを住民が正しく理解してどう参画するかにかかっていると思います。条文案自体は、分科会で議論した内容が盛り込まれていますので、これでいいと思います。
副会長	○ そうですね、これでルールができるということであって、これが実際にどう有効に使われているのか、他自治体でも様々問われているところで

	す。他にご意見はございますか。
委員	○ 「審議会等への参加」のところで、「原則として町民からの公募を含めるよう努めるものとする」とありますが、「努める」というのではなく、「必ず公募委員を入れる」、住民が参加できるとするべきだと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	○ 実際にはいろんな事例や条件がありまして、公開か非公開か等も含め、可能なものについては公募委員を入れていくという趣旨です。すべての審議会に必ず一般公募の委員を入れるということができない場合もあることはご理解願います。
副会長	○ 審議会・委員会には様々ありまして、公開できないデリケートな内容のものもあります。そういったものにまで一般公募の委員を入れることはできない場合も実際にはあります。「努める」という言い方が後ろ向きと捉える方もいますが、そもそもこの基本条例をつくるということが、できるだけ住民に参加していただくという趣旨であり、町意思表示ですので、これでいいとは思いますが。ご理解いただけるでしょうか。
委員	○ 「努める」では表現として弱いと思いますが、他に委員の方はいかがでしょうか。
副会長	○ この基本条例がない中での「努める」といういい方は確かに弱いと思いますが、基本条例の中での表現ですので十分だとは思いますが、他の委員の方々のご意見はいかがでしょうか。
委員	○ 条例文をもう少し長くできるのであれば、再度検討・工夫してはいかがでしょうか。
副会長	○ 皆様のご意向をおたずねしますが、このままでいいと思われる方は挙手をお願いします（賛成多数）。過半ではありますが、もう一度検討するかどうか。会長とも相談する必要がありますし、様々な一般公募できない事例もあるなかで、「努める」というのが一般的な言い方ですが。
委員	○ 強制力を持たせることができるのものと、そうではないものがあると思います。まちづくりを進めるという意味からは、専門性を重視する内容のものもあり、そうした知見がない委員には無理なこともあります。一方で、一般の声を求める場合もあるなど、多種多様です。住民の参加・参画を求めるという基本姿勢のもと、柔軟性を持たせる表現の方がより運用しやすいと思います。

委員	○ 審議会だけではなくいろんな検討会などありますが、これらは最終的には住民のために設けるものだと思います。ですから、極端な言い方かもしれませんが、秘密会議であってはならない。必ず住民からの公募委員を入れるべきだと思います。
委員	○ 物事を決めていくにはいろんな段階を踏んでいく必要があります。住民の意見を聞く段階ではきちんと聞く機会をつくる。そういう意味で、柔軟性を持たせるべき、と言ったものでして、秘密主義でやることを認めている訳ではないということをご理解ください。
副会長	○ 何を議論し意見交換するのか、その課題や方向性がある程度明らかになった段階で、参加・参画していく。これは、秘密裏に検討を進めるということではありません。逆に、何もない白紙の段階で意見を求めても建設的な議論にならない。議論するテーマや内容が明らかになった段階での意見交換が有効だと思います。委員の皆さんの多くのご意見は「努める」でいいのですが、何か他にいい表現がないものか考えている所ですが、思いつかない。秘密裏に物事が決まっていくことへのご懸念からの意見だと思いますが、町がこの基本条例をつくろうという姿勢からも明らかのように、参画・協働でやっていくことを原則とするものですので、その点をご理解いただきたいと思います。他にいい表現は思いつきませんね。
会長	○ 「努めるものとします」という表現は、実はきわめて厳しいもので、町に責任を課しているものです。公募委員が入っていない委員会に対しては、何故入っていないのか、説明責任が問われます。
委員	○ 説明責任とは、具体的にどのようなことでしょうか。
会長	○ 何故入れないのか、その理由を説明をする責任です。この説明責任を果たさなければ、政治責任が生じます。努力規定ですので、法的責任は生じません。この法的責任が問われる段階までには、いくつかの責任が生じます。
委員	○ 住民への責任が生じるということでしょうか。
会長	○ その通りです。開示責任があります。
委員	○ 逆に「(公募委員を) 含めなければなりません」としたときはどうでしょうか。
会長	○ 「含めなければなりません」は義務規定、「努めるものとする」は努力義務規定です。「努めなければならぬ」と「努めるものとする」とでも少し

	違いますが、努力義務規定であるという点では同じです。説明責任が生じます。責任には、説明責任、応答責任、制裁責任といろいろありますが、制裁責任、いわゆる刑法的な処罰責任は生じないですね。
委員	○ 私が言いたいのは、「努めなければならない」とするか、「努めるものとする」かではなく、必ず「公募委員を含めるものとする」、含めなければならないとすべきではないかという意見です。
会長	○ 要するに、公募委員を入れるか入れないかの議論だと思いますが、努力義務規定としているのは、入れられない場合があるということを想定しているということです。例えば、法律上有資格者でないとだめな場合もありますね、建築審査会とか。そういう場合を行政は想定しているということだと思います。
副会長	○ それでは、「努めるものとする」という文言でよろしいでしょうか。
委員	○ 仕方ないとは思いますが、何か住民は愚かなものであるというか、衆愚感がしてならないのですが。委員に入れても意見が出ない、無意味であるというような感覚、素人を入れてもしょうがないというような衆愚感覚ですね。一般住民の声を反映するということは大切だと思いますが。
会長	○ 衆愚感覚というのはいかなるものか、ちょっと言い過ぎではないでしょうか。いま議論されている内容で、住民を馬鹿にする立場からのご意見は一人もいないと思います。憲法が国家を規制するものであって、国民を規制するものではないという当たり前の意義と同様、いま議論している基本条例も同様です。行政や議会を縛るものではありませんが、住民を縛るものではない。いま議論しているのは、公募委員を入れられない委員会があるということをふまえた上で、努力義務規定の文言にしてはどうかということです。住民こそ主権者であり、衆愚感覚でそうしようということではありません。
副会長	○ よろしいでしょうか。またご意見等があれば、事務局にお申し出ください。
③条文案 (団体自治・ 行政運営)	
事務局	○ 「資料3」(団体自治・行政運営)をもとに、条文案の説明

副会長	○ 事務局からの説明に関し、ご意見はありますか。
委員	○ 「資料３」の表記ですが、表紙では「法務政策」となっていますが、２Ｐでは「政策法務」となっています。何か違いがあつてのことでしょうか。
事務局	○ 申し訳ありません。誤植です、訂正をお願いします。「政策法務」で統一します。
委員	○ 条文各所に「別に定めます」とありますが、これらは誰がどこで定めるのかも含め、どうとらえればいいのでしょうか。
事務局	○ 町の中にいろんな条例、規定等がありまして、それぞれ担当分野ごとで該当する項目について定めるということです。例えば、財政運営のところでは、「財政状況の公表に関する条例」というのがありまして、このように別に定めるという意味です。
委員	○ 担当課や責任者が住民にはわからないもので、本当にやるのかなということもあるので、明示していただければと思いますが。
会長	○ 適切なもっともなご発言でして、条例には様々ありまして、この基本条例のような基本的な事柄を定めるものから、個別・分野ごとの条例があります。法律も同様の体系になっていますが、この基本条例で全体の骨格を示すと同時に、この体系のもとに、どのような個別の条例があるかを示す、明らかにするという役割もあります。誰が別に定めるのかという疑問も当然あると思いますが、この基本条例では体系を示すということです。
副会長	○ ほかにご意見がないようですので、これで進めてまいりましょう。
④前文について	
事務局	○ 「資料４」（前文検討資料）をもとに説明
副会長	○ 事務局からの説明がありましたが、前文づくりに関してどのように進めていきたいと思いますか。事務局から入れるべき項目・キーワードの提案がありましたが、何か他に入れるべき項目等があるでしょうか。 ○ 現在のところ、これで良いと思われる方は挙手をお願いします（全員賛成）。それでは、今後具体的な文章が提案された段階で、いろいろとご意見も出てくるでしょうから、次回審議会で見聞交換をしましょう。開催ま

	でに、事務局から各委員へ案の提示をお願いします。
3. その他	
副会長	○ 最後に、事務局から「その他」連絡事項等があればお願いします。
事務局	○ 今後の日程について、「参考資料 1」で説明。
4. 閉会	
副会長	○ 本日の案件は以上です。閉会にあたり、会長からご挨拶をお願いします。
会長	○ 皆様ご苦労様でした。本日は少し遅参いたしましたして、大変申し訳ありませんでした。今日も大変中身のある議論ができました。ありがとうございます。新年度も引き続きよろしくお願い申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。
委員	○ 閉会のごあいさつの後で恐縮ですが、「参考資料 2」がありますが、この資料はどういうものでしょうか。
事務局	○ この参考資料は、これまでの議論を踏まえた現段階での条文案の全体像です。今後の審議会で、条例原案についての議論いただくためのものでして、これを元に進めていただければと思います。
委員	○ 中にはどうかと思われるものもありますが、4月以降の審議会で議論できるということですね。
事務局	○ 当然様々なご意見があろうと思いますので、この資料で全体像を見ていただきながら、ご議論いただければと思います。よろしくお願いいたします。
副会長	○ それでは、第 6 回の審議会を閉会します。ご苦労様でした。